

うま農業協同組合の居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

事業者(法人)の名称	うま農業協同組合
所在地	〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684 番地 4
電話番号	T E L 0896-24-5500 F A X 0896-24-6141
代表者(職名・氏名)	代表理事組合長 合田 久
設立年月日	平成 8 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所名称	JA うま居宅介護支援センター
事業所番号	3870800285 号
指定年月日	平成 12 年 3 月 15 日
住 所	四国中央市中之庄町 1684 番地 4
電話番号	T E L 0896-28-9001 F A X 0896-24-8715
管理者	吉岡 賢治
通常の事業の実施地域	四国中央市
営業日	月曜日～金曜日(ただし、祝日・8/15・12/31～1/3 は休業)
営業時間	8 : 30～17 : 00

3. 事業の目的及び運営の方針

目的

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的に提供されるよう援助を行うことを目的とします。

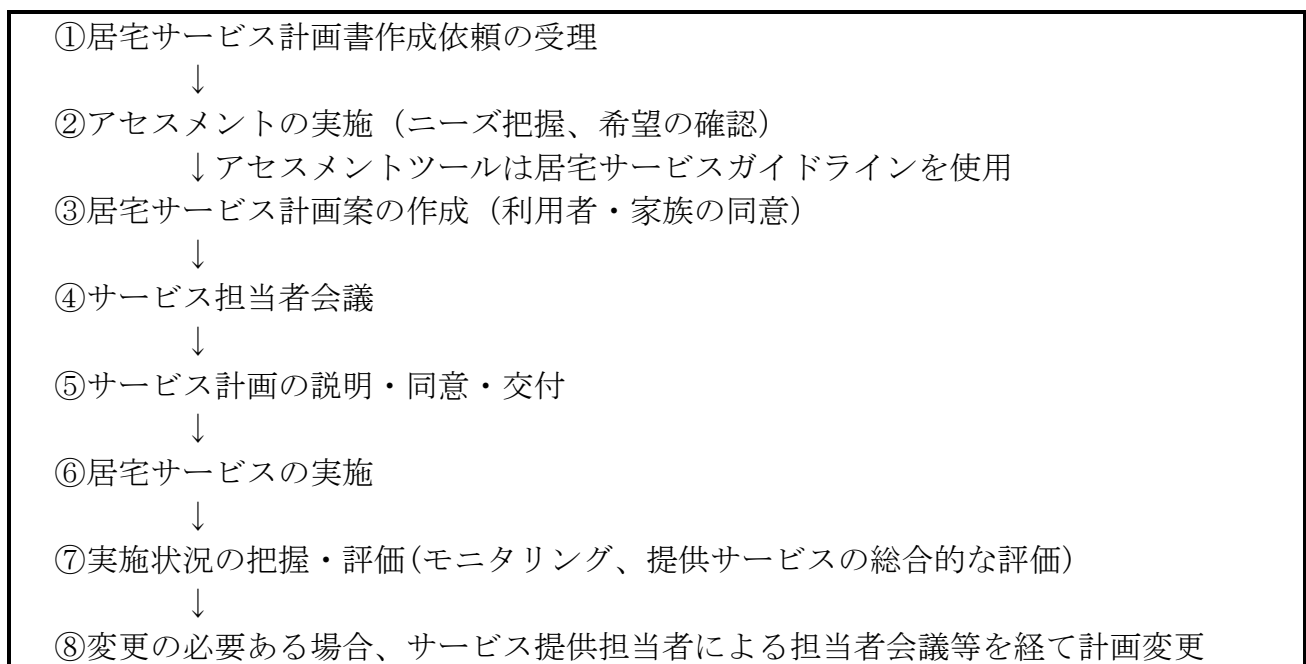
運営の方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公平中立にサービスを行います。また、市区町村、地域包括支援センター及び介護サービス事業者等との連携に努めます。

4. 事業所の職員体制

職 種	業務内容	人 員
管理者	介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援を行うため、当該介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施譲許の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していく。	1 名（常勤兼務）
介護支援専門員 （主任介護支援専門員）	居宅介護支援サービス等に係わる業務、介護支援専門員への助言など	1 名（常勤兼務） 1 名（常勤専従）
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2 名（常勤）

5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供まで



※公平中立なケアマネジメントの確保

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援します。

契約時、ケアプランに位置付けるサービス事業所は複数紹介し、ケアプランに位置付けた理由を義務として説明いたします。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

※入院された場合は必ず担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に伝えて下さい。
日頃から、医療保険者証などと一緒に介護支援専門員の名刺を保管して下さい。

6. サービス利用料金等

(1) 利用料金等

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
- ② ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。
その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市区町村の窓口に出すことができます。

7. 苦情対応 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援 相談窓口 対応日時	TEL0896-28-9001(担当：吉岡 賢治) 祝日・8/15・12/31～1/3 を除く月曜日～金曜日 8：30～17：00
四国中央市役所介護保険課	TEL0896-28-6025 （土日祝日、12月29日～1月3日を除く）
国民健康保険団体連合会	TEL089-968-8700 （土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

8. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

10. 損害賠償責任がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとします。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 2 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
- 3 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合

11. 守秘義務等

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

12. 特定事業所加算Ⅱについて

特定事業所加算Ⅱを算定いたしますが、加算に伴う利用者負担はありません。

加算の要件は、以下の通りになります。

① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している。

② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置している。

*主任介護支援専門員 常勤(管理者兼務)1名、介護支援専門員 常勤専従3名

③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。

④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。

⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。

⑥ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合においても、当該支援が困難なケースに居宅介護支援を提供している。

⑦ 家族に対する介護などを日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修などに参加している。

⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。

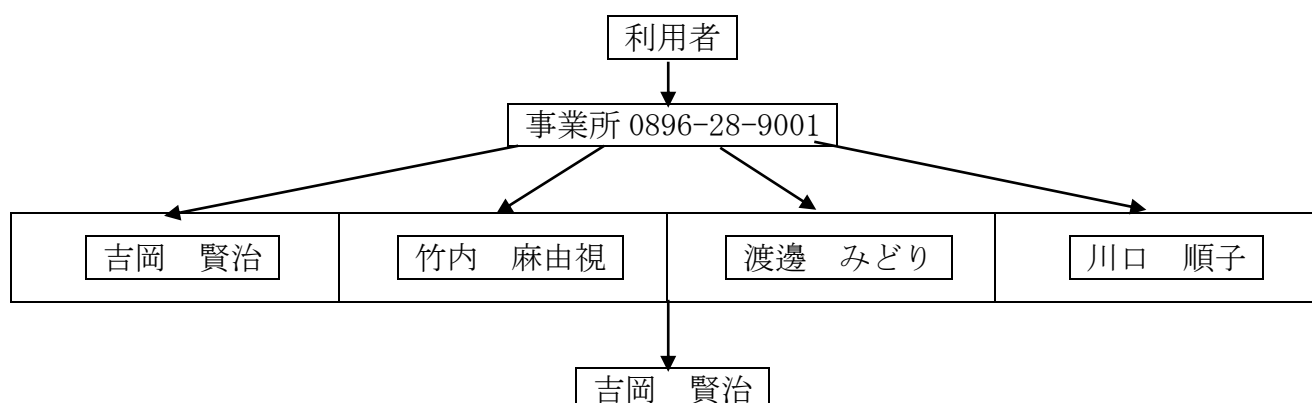
⑨ 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当利用者数が45名未満。

⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。

⑪ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修等を実施している。

⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

上記④の連絡体制については、下記フローチャートの通りです。



- ・営業時間外においても事業所へ連絡してくだされば、転送にて介護支援専門員が輪番で対応します。